

山鹿版プログラミング学習指導補助及び効果検証業務委託に係る プロポーザル基本方針

山鹿市（以下、「本市」という。）が実施する山鹿版プログラミング学習指導補助及び効果検証業務委託に係るプロポーザル基本方針を下記のとおり策定する。

1. 業務名

山鹿版プログラミング学習指導補助及び効果検証業務委託

2. 業務目的

インターネットやAIの発展により、生活が大きく変化しており、新たな時代の創り手となるICT人材の育成が必要不可欠である。

本業務は、山鹿版プログラミング学習を通して、ICT人材の育成及びシビックプライドの醸成を図るものであるとともに、山鹿版プログラミング学習の効果検証を実施するため、学習を受けている児童等にアンケートを行い、意識・行動変化を分析し、市内全校への導入及び他地域展開へと繋げるものである。

3. 実施形式

公募型

4. プロポーザル方式採用理由

本業務は、民間の優れた企画力・発想・技術・実績に基づいて、実施方法等の仕様を決定することで大きな成果が期待できると判断されるため。

5. 業務内容

山鹿版プログラミング学習指導補助に伴う講師派遣及びアンケート等による効果検証

6. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

7. 業務に要する費用（見積限度額）

1,870,000円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

8. 参加資格

- （1）本市に、山鹿市物品購入契約等入札参加資格審査申請書を提出し、資格者名簿に登録されている又は登録が見込まれること。なお、審査の結果登録されなかった場合は、失格とする。
- （2）公示日現在から受託候補者特定の日まで山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年山鹿市告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成1

- 6年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 山鹿市暴力団排除条例(平成23年山鹿市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営に関与していないこと。

9. 審査概要

山鹿市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき審査委員会を設置し、提出された企画提案書をもとに、別に定める審査要領に基づき1次審査(書面審査)及び2次審査(プレゼンテーション)を行い、最も高い評価を得た者を契約候補者に決定する。

- (1) 審査委員会 山鹿版プログラミング学習指導補助及び効果検証業務に係るプロポーザル審査委員会
- (2) 委員構成 委員長1名、副委員長1名、委員3名
- (3) 審査方法 企画提案書及びプレゼンテーションにより審査

10. 日程

項目等	期日等
公示(実施要領等の公表)	令和8年4月10日(金) ※本市ホームページ掲載
質疑書提出期限	令和8年4月16日(木) 17時まで
参加申込書提出期限	令和8年4月23日(木) 17時まで
企画書等提出締切	令和8年4月28日(火) 17時まで(必着)
1次審査(書類審査)	令和8年4月30日(木)
審査結果通知	令和8年5月1日(金) (予定)
2次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年5月18日(月) (予定)
審査結果通知	令和8年5月19日(火) (予定)
契約締結	令和8年5月下旬(予定)
業務開始	令和8年6月上旬(予定)